

電磁石銃（コイルガン）

無償引取りしています！

令和6年6月14日、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、今後、**電磁石銃（コイルガン）が「銃砲」へ追加**されます。

施行後は、原則として所持が禁止となることから、警察署において廃棄希望者からの無償引取りをしています。

- ◎ 電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃であれば引取り対象となります。
- ◎ 壊れているものや威力の弱いもの、金属性弾丸のみでも引取ります。
- ◎ 引取り期間は、施行日（※1）から6か月を経過するまでです。
- ◎ 引取り時に、身分確認及び処分依頼書（※2）の提出が必要です。



※1 公布日から9か月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

※2 県警HPからダウンロードしてご使用ください。

具体的な引取り方法については最寄りの警察署へご相談ください。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正については
こちらをご覧ください。



 愛知県警察

令和6年7月
愛知県警察本部 保安課